

# STEAM教育ワークショップ運営業務委託

## 企画提案募集実施要項

令和5年10月

長島町教育委員会 社会教育課

## 1 趣旨

この要項は、本町のSTEAM教育プロジェクトにおけるソフト事業の企画・運営業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

STEAM教育ワークショップ運営業務委託

### (2) 業務の目的

本町には、小学校6校、中学校4校、小中一貫校1校があり、GIGAスクール構想により児童・生徒1人1台の端末が整備され教育の現場で活用されている。

しかしながら、少子高齢化が進み、学校の児童・生徒数は減少し、複式学級や教員の適正数が配置されない状況であり、都市部との教育格差拡大が懸念される。

また、デジタルに不慣れな町民のデジタル格差解消のための取組が必要である。

そこで、デジタル技術を活用したワークショップを開催し、自ら問題を見つけ、課題解決に取り組み、その成果を発表する等の体験を行い、STEAM教育の足がかりとすることを目的とする。

### (3) 業務内容

別添「STEAM教育ワークショップ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで。

### (5) 契約上限金額

金1,727,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

## 3 参加要件資格

次に掲げる項目のうち（1）から（7）をすべて満たすものとする。

ただし、複数の者が共同、もしくは再委託して参加する場合は、すべての構成員が次の

（1）から（4）を満たし、いずれかの構成員が（5）を満たすと共に（6）を確認できるこ

とを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 長島町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 都道府県税、区税、市税、町税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- (5) 複数の者が共同（再委託含む）で企画提案する場合は、いずれか一者を代表者と定め、ほかの構成員からの委任状等の書面により、企画提案から契約、代金の請求・受領等、本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。
- (6) (5) のような提案手法で選ばれた場合、長島町は代表者と契約するものとする。

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合。
- (2) 長島町暴力団排除条例に違反するもの。
- (3) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (5) 見積書記載の金額が契約上限額を超えた場合。
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況になった場合。
- (7) 審査の公平を害する行為があった場合。
- (8) その企画提案に当たり、著しく審議に反する行為があった場合。

#### 5 スケジュール

公募開始	令和5年10月12日（木）
質問受付	令和5年10月12日（木）から 令和5年10月18日（水）15:00迄
質問への回答期限	令和5年10月20日（金）予定
参加申込書及び、企画提案書の受付	令和5年10月20日（金）から 令和5年11月2日（木）15:00迄
プレゼンテーション	令和5年11月6日（月）から

	令和5年11月7日（火）予定
事業者の決定	令和5年11月13日（月）予定

※事業者決定後のスケジュールは、社会情勢や各種申請状況等も踏まえ協議できるものとする。

## 6 質問及び回答

### (1) 質問受付・回答

質問期間	令和5年10月12日（木）～10月18日（水）15:00 迄
提出書類	別表1のとおり（「様式1-2 質問書提出届」ほか）
提出方法	質問を行う場合は、上記提出書類を「12 担当部署」のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。電子メールの件名は、「(事業者名) 質問提出届」とすること。 ※電話で着信確認を行うこと。
回答方法	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する情報であって、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと町が認めたものを除き、町ホームページに掲載し公表する。
回答期限	令和5年10月20日（金）予定

## 7 企画提案の手続き等

### (1) 企画提案への参加申し込み

提出書類	別表1のとおり（様式2-1 企画提案参加申込書 ほか）
提出方法	郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。
提出先	「12 担当部署」のとおり
提出期限	令和5年10月20日（金）～11月2日（木）15:00 迄

### (2) 企画提案書等の提出

#### ア 提出書類等

提出書類	別表1のとおり（任意の様式 企画提案書 ほか）
提出部数	別表1のとおり
提出方法	郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。
提出先	「12 担当部署のとおり」
提出期限	令和5年10月20日（金）～11月2日（木）15:00 迄

※ 参加資格に適合したものであっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

- ※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。  
なお、長島町が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。
- ※ 企画提案参加申込書と企画提案書は同日に提出しても問題はない。

## 8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 指定の様式（様式3-1～3-3）以外の書類については、A4判とし、縦でも横でも構わない
- (2) 様式3-2業務見積内訳書は、本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

## 9 審査方法

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会においても行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表2）により、総合的に評価して得られた総合評価点が最も高い業者を最優秀提案者とする。
- (2) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。  
なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。
- (3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所等は別途通知する。
- (4) プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染状況等により、対面での開催ではなく、オンラインでの開催もあり得る。その場合は、提案者に別途通知する。
- (5) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

## 10 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について長島町と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉は不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、長島町の契約書式により契約書を作成するものとする。  
契約にあたっては、契約書を2通作成し各1通を保有する。

## 1 1 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。  
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は長島町に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託にしてはならない。
- (5) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

## 1 2 担当部署（提出先及び問合せ先）

長島町教育委員会 社会教育課

〒899-1303 鹿児島県出水郡長島町指江1545番地

電話：0996-88-6500 FAX：0996-88-6501

E-mail：[shakyou@town.nagashima.lg.jp](mailto:shakyou@town.nagashima.lg.jp)

別表1 提出書類

要領	提出書類		提出部数	備考
6 (2)	質問書提出届	様式1-2	1部	資料毎の質問数を記入すること。
	質問書	様式1-3	1部	資料毎に作成し、質問内容を具体的に記載すること。
7 (1)	企画提案参加 申込書	様式2-1	1部	複数の者が共同（再委託含む）して企画提案する場合は、全ての構成員について、納税証明書を提出するとともに、代表者のみ法人の履歴事項全部証明書を併せて提出すること。
	事業者概要書	様式2-2	1部	事業者の業務内容等を記載し、会社概要等がわかるパンフレット等を添付して提出すること。 複数の者が共同（再委託含む）して企画提案する場合も同様とする。
	共同提案構成 員表	様式2-3	1部	複数の者が共同で申し込む場合は、提出すること。
7 (2)	企画提案書	任意の様式	10部	
	業務に関わる 者一覧	様式3-1	10部	
	業務見積書	任意の様式	10部	・契約時に再度、見積書の提出を求める。
	業務見積内訳 書	様式3-2	10部	
	スケジュール に関する提案	任意の様式	10部	
	使用機器・使 用施設に関する 提案	任意の様式	10部	文化ホール会議室を使用すること。 使用機器は、必要に応じて持込可。

※任意様式については、各記載内容を満たすものとする。

※提出部数の内訳は、正本1部、副本9部とする。

別表2 審査基準

審査項目・審査の視点	配点
総合的な企画力【配点 50 点】	
<p>講座の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容を十分に理解し、業務目的を踏まえた企画になっているか。</li> <li>・ デジタル技術を活用した学習活動を推進するための実施内容及び実施方法について、適切かつ効果的な手法が具体的に提案されているか。</li> <li>・ 参加者の興味・関心を深め、学習意欲を高めるような工夫がされているか。</li> </ul>	30 点
<p>情報発信業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報宣伝に工夫があり、適切に参加者を募る内容となっているか。</li> </ul>	10 点
<p>受講後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップ終了後の参加者へのフォローアップやSTEAMS教育の足がかりとなるような工夫がされているか。</li> </ul>	10 点
提案内容の実現性等【配点 50 点】	
<p>過去の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか。</li> </ul> <p>(責任者および事務局の実績を含む)</p>	20 点
<p>事業計画、実施体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業運営を安定的かつ効果的に行える事業計画及び体制となっているか。</li> <li>・ ワークショップの体制は、適切にスタッフが配置されるなど十分なものとなっているか。</li> <li>・ 参加者の安全配慮や個人情報などの取り扱いは十分なものとなっているか。</li> </ul>	30 点

※下限界の点数の設定

審査会委員の平均得点 60 点を下限の点数とする。(満点 100 点)